

尾道市立土堂小学校

「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」設置要綱

(設置)

第1条 尾道市立土堂小学校校務運営規程第14条第1項に基づき、「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口（以下「相談窓口」という。）を置く。

(相談窓口の構成)

第2条 尾道市立土堂小学校校務運営規程第14条第2項に基づき、相談窓口は、管理職を含む複数の男性教職員及び女性教職員で構成することとし、校長が指名する。

(業務内容)

第3条 相談窓口の担当者は、次の業務を行う。

- (1) 教職員及び児童、保護者、地域住民からの、体罰、セクシュアル・ハラスメント等に係る相談を受け付ける。
- (2) 相談を受けた者は、速やかに校長へ報告するとともに、他への守秘を厳守する。
- (3) 校長は、相談の報告を受けた場合、速やかに事実を確認し、必要な措置を講ずるものとする。

第4条 校長は、相談窓口の構成員を周知する掲示を、全ての教室に行う。

(報告)

第5条 相談窓口で相談があった場合は、校長は必要に応じ、尾道市教育委員会学校経営企画課に報告する。

(プライバシーの保護)

第6条 相談窓口で受けた内容については、関係者のプライバシーの保護及び秘密の保持を徹底し、関係者が不利益な扱いを受けないよう留意する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、相談窓口の運営について必要な事項は、校長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月20日から施行する。

令和 2年4月1日一部改訂し施行する。

おのみちしりつつちどうしょうがっこう

尾道市立土堂小学校

たいばつ せくしゅ ある はらすめんととう
体罰, セクシュアル・ハラスメント等

そうだんまどぐち 相談窓口



そうだんないよう きょうしょくいん たいばつ せくしゅ ある はらすめんと
相談内容：教職員からの体罰やセクシュアル・ハラスメントに
かん ぶらいばしー まも
関することなど、プライバシーは守ります。

がっこうない そうだんまどぐち せっち
学校内に相談窓口を設置しております。

きがる そうだん
気軽に相談ください。

とく まいつきだい3 かようび はなし ひ
特に、毎月第3火曜日は、ゆっくりお話ができる日です。



たん
担

とう
当：

ど い
土居

り え
理恵

にしうら
西浦

たけし
武

しげみつ
重光

やすのり
泰徳

すげかた
菅方

さとし
賢司

いけだ
池田

しょう た
翔太

いたくら
板倉

まさひろ
雅浩

すぎはら
杉原

のぞみ
望

そうだんばしょ ほけんしつ
相談場所： 保健室

将来



じゅうしょ

住所：〒722-0032

おのみちにしつつちどうちよう ばん ごう
尾道市西土堂 町 18番6号

でんわ

電話：0848-23-3921



た そうだんまどぐち その他の相談窓口

おのみちしきょういくいいんかい
尾道市教育委員会

でんわばんごう

電話番号 (0848) 20-7453

ひろしまけんきょういくいいんかいじむきょく

広島県教育委員会事務局

でんわばんごう

電話番号 (082) 513-4917

(082) 513-4918

(082) 513-4919

ひろしまけんりつきょういく せ ん た -

広島県立教育センター

でんわばんごう

電話番号 (082) 427-3076

令和５年度 教職員としての自覚と誇りを高める研修計画（服務規律の確保）

尾道市立土堂小学校 不祥事防止委員会

	実施 予定日	研修テーマ・内容・資料	担 当
1	4 月	諸規程集について（管理規則，服務規程等） 懲戒処分の指針について （広島県教育委員会「懲戒処分の指針」） 著作権について，集金について	教 頭
2	5 月	公費・会計の取扱いについて （「諸費会計マニュアル」）	主 事
3	6 月	体罰の未然防止について①ロールプレイ （H25 年「教職員による不祥事の根絶」他） 体罰に係るアンケート	6 年 部
4	7 月	個人情報の適正な管理について ① （本校「個人情報管理システム」）	5 年 部
5	8 月	児童理解の進め方，保護者対応（文部科学省「生徒指導提 要」，広島県教育委員会「生徒指導資料」，いじめアンケ ート他）	専 科
6	9 月	飲酒運転の未然防止について （H24「教職員による不祥事の根絶」他） 交通ルール・交通マナーの遵守について（新聞記事他）	3・4 年 部
7	10 月	体罰の未然防止について②ロールプレイ （H25「教職員による不祥事の根絶」他）	1・2 年 部
8	11 月	個人情報の適正な管理について ②	6 年 部
9	12 月	セクシュアル・ハラスメント等防止，パワー・ハラスメン ト防止（H29 年「教職員による不祥事の根絶」増補版）等	5 年 部
10	1 月	メール・携帯電話について 情報セキュリティ，情報モラルについて	3・4 年 部
11	2 月	個人情報の適正な管理について ③ 電子データの取り扱い	1・2 年 部
12	3 月	教職員の使命・服務規律の確保について （H29 年「教職員による不祥事の根絶」他） 研修のまとめ	教 頭

※ 定例会：第 1 月曜日（学校経営会議後に実施） 全体研修日：第 3 火曜日（基会にて実施）

※ 体罰の未然防止に係る研修はロールプレイを用いて体験的な研修を実施する。

※ 市教委からの通知文や県教委の記者発表があった場合は，随時資料を配付し指導する。